

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成24年10月22日付け武蔵村山市地域公共交通会議において、下記事
項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

南西地域（伊奈平地域の全域（一丁目～六丁目）、残堀一丁目の一部（主要
市道第2号線（江戸街道）以南）及び残堀二丁目～四丁目の全部。）

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

区域運行（南西地域と市内の主要な公共公益施設等の間）。

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区 分	内 容
運 賃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1回の利用につき300円 ・ 小学生は半額 ・ 小学生未満は無料
特 別 の 適用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバーパス、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福 祉手帳を所持している方、要介護認定を受けている方及びその介 助者1名は半額

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間 平成25年4月から平成28年3月まで

運 行 日 日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く月
曜日から土曜日

運行時間 午前8時から午後5時まで

（2台で運行する場合は午前8時から午後5時30分まで）

運行主体 運行は武蔵村山市に属し、道路運送法第4条に定める一般乗合
旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者

そ の 他 別紙のとおり

平成24年10月22日

武蔵村山市地域公共交通会議

会長 藤井 敬宏 印

(別紙) 武蔵村山市地域公共交通会議において協議された「武蔵村山市乗合タクシー
実証実験運行計画」の運行内容

運行の態様	区域運行	
営業区域	南西地域（伊奈平地域の全域（一丁目～六丁目）、残堀一丁目の一部（主要市道第2号線（江戸街道）以南）及び残堀二丁目～四丁目の全部	
運行方式	デマンド（フレックス）型	
運行期間	平成25年4月から平成28年3月まで	
運行日	日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から土曜日	
運行時間	午前8時から午後5時まで（2台で運行する場合は午前8時から午後5時30分まで）	
運営主体	武蔵村山市	
運行事業者	一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者	
契約方式	業務委託方式	
使用車両	運行事業者の所有又は準備する小型又は中型車両1台 （利用者数の動向により2台まで増車する）	
運行区間	南西地域と市内の主要な公共公益施設等の間	
運行便数	1時間に1便を基本とする。 なお、利用状況により、運行事業者と協議し便数を変更することがある。	
利用対象者	南西地域に住所を有し、利用者登録を済ませた方。ただし、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方及び要介護認定を受けている方（利用者登録を済ませた方に限る。）の介助者（1名）は、この限りでない。	
運賃	1人1回の利用につき300円。 ただし、シルバーパス、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方、要介護認定を受けている方及びその介助者1名は半額とする。小学生は半額、小学生未満は無料とする。	
予約期限	起点を発車する30分前まで。始発便は前日午後5時まで	
乗降場所	南西地域内	自宅
	南西地域外	市内の主要な公共公益施設等6か所 （武蔵村山市役所、交通プラザ（イオンモール）、武蔵村山病院、村山医療センター、市民総合センター、保健相談センターお伊勢の森分室）

乗合タクシー実証実験運行業務委託業者の決定方法について

1 選定方式

委託業者の選定については、公募による企画提案方式により決定するものとする。

2 委託業者の審査

委託業者の審査は、武蔵村山市乗合タクシー実証実験運行業務委託業者選定委員会が行う。

3 選定スケジュール

業者選定のスケジュールについては、以下のとおりとする。

時 期	内 容
平成24年11月1日	募集の広告（市報等）
平成24年11月上旬	委託業者の募集
平成24年11月中旬	第1次審査
平成24年11月下旬	第2時審査
平成24年12月上旬	委託業者の内定

4 委託業者の募集方法

委託業者の募集方法は、以下のとおりとする。

(1) 申込資格

- ア 武蔵村山市競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者
- ウ 国又は地方公共団体（都道府県、市町村）から、指名停止措置を受けていない者
- エ 委託業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと又は委託業者の役員が、同法第2条第6号に掲げる暴力団員でないこと。
- オ 道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること又は契約締結までに受けられる見込みのある者。

(2) 委託業者募集の周知

- ア 11月1日号市報
- イ 市ホームページ

(3) 募集要項等の配布

ア 市ホームページ

イ 武蔵村山市企画財務部企画政策課（市役所3階）

(4) 企画提案書の提出

武蔵村山市企画財務部企画政策課へ持参

5 委託業者との契約

委託業者との契約については、当該委託業務に係る予算措置がなされた後に締結するものとする。ただし、委託業者が、道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗合旅客自動車運送事業）の許可を受けていない場合はその許可を受けることを条件とする。

市民説明会における市内循環バスに対する意見

●説明会開催日時及び場所

- 平成24年10月12日（金）午後7時から 残堀・伊奈平地区会館集会室
平成24年10月13日（土）午前10時から 伊奈平自治会館
平成24年10月16日（火）午後2時から 残堀・伊奈平地区会館集会室

●市内循環バス関連意見等要旨

- ・現在のルートの利用人数を教えてください。
- ・公共施設等を利用するに当たり、乗り換えなければ行けない箇所がある。直通で行けるようにしてほしい。
- ・路線廃止の経緯とどのように運行ルートを決めたのか教えてください。
- ・現在のルートは、人がいないところを走っており、利用者が少ないのは当たり前である。
- ・今回のルート再編は営利目的か。それとも市民のためか。
- ・なぜ伊奈平地域だけルートが無くなるのか。バスを通してほしい。
- ・地区会館が市内に5箇所あるが、利用者が多く、日中時は人が多い。地区会館を回るようなルート設定はできないか。
- ・バスが路線ごとに何台走行しているか教えてください。
- ・南西地域を運行している路線バスを市役所まで行くようにしてほしい。
- ・運行ルート再編に際しては、自治会や地域へ意見を求めるべき。
- ・再編ルートにおいて、自宅裏にバス停ができる箇所は何か所あるか。また図面上で示してあるバス停箇所は決定済みなのか。
- ・市の西部エリアについては、これから高齢化率が急激に上昇することが予想される。例えば、「中原地域から市民総合センターへ足が無いので行けない」と言った声もある。地域の声に即したルートを今後、検討してほしい。
- ・現在のルートに変更となる前は、市西部から市役所や村山病院へも直通で行けるルートだったが、なぜ現在のルートに変更になってしまったのか。また今回の変更案においても、市役所には行けないが、どのように考えてルートを設定しているのか。
- ・武蔵砂川ルートは廃止となるのか。
- ・年間の運行経費及び運賃収入はいくらになるか。
- ・運賃が170円に変更となるが、その根拠はなにか。